

12月行事予定

1	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
2	木	法律相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00
3	金	
4	土	
5	日	瀬戸内市長選挙(各投票所)7:00~20:00 行政相談(ゆめトピア長船)10:00~14:00
6	月	
7	火	成人健康相談(邑久保健センター)9:30~10:30 こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	心配ごと相談(ゆめトピア長船)9:00~15:00
13	月	
14	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00
15	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00 行政・人権相談(邑久町公民館)10:00~15:00
16	木	精神保健福祉相談(邑久保健センター)13:30~14:30
17	金	乳児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00
18	土	
19	日	読書フェアクリスマス絵本とミニコンサート(邑久町公民館)10:30~11:30
20	月	
21	火	育児相談(邑久子育て支援センター)9:30~11:00 こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30
22	水	心配ごと相談(牛窓町総合福祉センター)9:00~15:00 人権相談(牛窓町公民館)10:00~15:00
23	木	天皇誕生日 クリスマス映画祭(牛窓町総合福祉センター)10:00~11:40 13:00~14:40
24	金	幼稚園・小学校・中学校終業式 行政相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 人権相談(長船町公民館)10:00~15:00
25	土	クリスマス
26	日	
27	月	
28	火	官公庁仕事納め
29	水	
30	木	
31	金	大晦日



催し

牛窓町青年団(NEOS)クリスマス映画祭

今年も牛窓町青年団から子どもたちへクリスマスプレゼントの奇術師「名探偵コナン」銀幕の奇術師」を贈ります。子どもたちには簡単なプレゼントも用意して、皆さんのご来場をお待ちしています。

▽日時 12月23日(木・祝)
①午前10時~11時40分
②午後1時~2時40分
▽場所 牛窓町総合福祉センター 1階大講座室
▽料金 高校生以上1,000円、3歳以上800円(前売券 高校生以上900円、3歳以上700円)
■販売・問い合わせ先 教育委員会内 牛窓町青年団事務局(牛窓支所2階)
☎3415601

読書フェア クリスマス絵本とミニコンサート

幼児から小学校低学年向けの企画です。クリスマスを読んだら、マにしながら、ピアノやキーボードなどのリズムカルな音楽も一緒に、楽しみませんか? ご家族の皆さんと一緒に参加してください。

▽日時 12月19日(日)
午前10時30分~11時30分
▽場所 邑久町公民館研修室
■問い合わせ先 邑久町公民館
☎2213761

リフレッシュ体操教室

▽日時 12月17日(金)
午前9時30分~11時30分
▽場所 ゆめトピア長船
■問い合わせ先 市健康づくり推進課
☎2615962



納税

11月納期の税

旧牛窓町
●国民健康保険税4期
納期限 11月30日(火)
12月納期の税
瀬戸内市
●固定資産税3期
納期限 12月27日(月)

旧邑久町

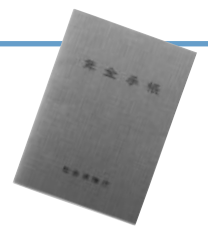
●国民健康保険税4期
納期限 12月27日(月)
●国民健康保険税5期
納期限 12月27日(月)
■問い合わせ先 国民健康保険税は 市税務課 市民税係
☎2211114
固定資産税は 市税務課 資産税係
☎2211181

人の動き

《平成16年11月1日現在》
人口 40,670人
男 19,433人
女 21,237人
世帯 13,691戸

表紙の写真は、11月1日、「瀬戸内市」誕生を祝った市役所本庁舎開庁式のテープカットの様子です。

国民年金



国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を納め、支え合う制度です。国民年金の加入者の種類と保険料の納め方は、次の3通りです。

第1号被保険者

自営業・農林漁業などの人と、その配偶者、学生、無職の人で、納付書や口座振り替えて保険料を自分で納付します。

第2号被保険者

会員の厚生年金保険料、公務員の共済年金保険料は、勤務先の給料から天引きされます。

第3号被保険者

会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者は、保険料は配偶者が加入

している厚生年金や共済組合から拠出されるため、個人で納付する必要はありません。

第1号の(新規・変更)届け出は、市役所市民課国保年金係か、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所の窓口で受け付けます。20歳になったとき、勤めをやめたとき、扶養から外れたときなどは、忘れず届け出をしてください。保険料を納めることが困難な場合には、免除制度もありますので、早めにご相談ください。

なお、第2号、第3号への変更の届け出は、勤務先で手続きを行います。届け出を忘れると年金を受け取れないこともあります。手続きはその都度忘れずにしましょう。

■問い合わせ先 市民課国保年金係
☎22-1790